

4 監 査 第 4 2 号

令和4年8月22日

京丹後市長 中 山 泰 様

京丹後市監査委員 鈴 木 修 一

京丹後市監査委員 川 戸 一 生

令和3年度京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 3 年度

京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

京丹後市監査委員

令和3年度 財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和3年度京丹後市健全化判断比率について審査した結果は、次のとおりである。

1 審査の対象

令和3年度京丹後市健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

2 審査の期間

令和4年8月3日から令和4年8月22日

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準 (令和3年度)
① 実質赤字比率	—	—	—	12.40
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.40
③ 実質公債費比率	12.5	12.3	12.4	25.0
④ 将来負担比率	120.0	129.2	137.9	350.0

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」は、赤字が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、実質収支額が10億2,643万1千円の黒字のため△4.89%であり、前年度と同様に実質赤字額が生じていないことから算定されない。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、実質収支額が31億6,050万円3千円の黒字のため△15.07%であり、前年度と同様に実質赤字額が生じていないことから算定されない。

③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は12.5%であり、前年度に比べて0.2ポイント増加している。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は120.0%であり、標準財政規模の増加などにより、前年度に比べて9.2ポイント減少している。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っているものの、引き続き将来負担を勘案した行財政運営を行い、持続可能な財政基盤の構築に取り組みたい。

財政健全化判断指標である令和3年度京丹後市健全化判断比率は、健全な基準の範囲内にあるが、将来にわたり安定して質の高い行政サービスを提供するため、引き続き、自主財源の確保に一層努力され、歳入歳出の両面において、健全かつ中長期的視点に立った持続可能な行財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度京丹後市資金不足比率について審査した結果、次のとおりである。

1 審査の対象

令和3年度京丹後市資金不足比率

2 審査の期間

令和4年8月3日から令和4年8月22日

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率			経営健全化基準	備 考
	令和3年度	令和2年度	令和元年度		
① 水道事業会計	—	—	—	20.0	地方公営企業法適用
② 下水道事業会計	—	—	—		
③ 病院事業会計	2.2	8.6	6.9		
④ 市民太陽光発電所事業特別会計	—	—	—		地方公営企業法非適用
⑤ 工業用地造成事業特別会計	—	—	—		
⑥ 宅地造成事業特別会計	—	—	—		

※ 資金不足比率の「—」は、資金不足が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 水道事業会計の資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額が△10億9,989万2千円（黒字のため△表記。以下同じ。）のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

② 下水道事業会計の資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額が△3億770万2千円（黒字のため△表記。以下同じ。）のため、「―」と表示され、良い状態である。

③ 病院事業会計の資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、2.2%で資金不足額が1億4,190万8千円発生しているが、健全化法に規定する経営健全化基準の20%を下回っている。

④ 市民太陽光発電所事業特別会計の資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額が△1,705万9千円のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

⑤ 工業用地造成事業特別会計の資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額が△2,714万3千円のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

⑥ 宅地造成事業特別会計の資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額が△4,549万1千円のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計は、平成30年度以降、資金不足比率が発生している。他の事業会計については、資金不足比率が発生していないため、特に問題点は認められなかった。

市立病院の資金不足比率は、令和2年度より6.4ポイントの改善が見られるが、新型コロナウイルス感染症に関連した一時的な補助金の増加などが影響したものである。常勤医師の慢性的な不足は解消されておらず、抜本的な改善ではないことから、引き続き、経営改善に向けた分析・検討を行い、経営の健全化を目指して職員一丸となって取り組まれるよう強く求める。

健全化判断比率等審査資料

資料 1 健全化判断比率の状況

資料 2 資金不足比率の状況

資料1

健全化判断比率の状況

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	備 考
実 質 赤 字 比 率	△ 4.89	△ 4.31	△ 3.79	
連 結 実 質 赤 字 比 率	△ 15.07	△ 11.64	△ 12.99	
実 質 公 債 費 比 率	12.5	12.3	12.4	
(3年平均)				
単 年 度	12.84720	12.42379	12.39957	
将 来 負 担 比 率	120.0	129.2	137.9	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字の場合、マイナス表記となる。

(2) 早期健全化基準

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	備 考
実 質 赤 字 比 率	12.40	12.46	12.51	
連 結 実 質 赤 字 比 率	17.40	17.46	17.51	
実 質 公 債 費 比 率	25.0	25.0	25.0	
将 来 負 担 比 率	350.0	350.0	350.0	

資料2

資金不足比率の状況

(単位：%、千円)

公営企業会計名		令和3年度			令和2年度		
		資金不足 比率	資金不足額	事業の規模	資金不足 比率	資金不足額	事業の規模
法 適 用	水道事業会計	—	△1,099,892	1,091,064	—	△1,232,149	1,039,917
	下水道事業会計	—	△307,702	508,690	—	△147,070	502,875
	病院事業会計	2.2	141,908	6,303,956	8.6	522,915	6,062,778
法 非 適 用	市民太陽光発電 所事業特別会計	—	△17,059	45,519	—	△17,977	46,524
	工業用地造成 事業特別会計	—	△27,143	27,143	—	△28,644	28,644
	宅地造成事業 特別会計	—	△45,491	45,491	—	△45,589	45,589

※資金不足額は、黒字の場合、マイナス表記となる。

経営健全化基準	20.0
---------	------